

食品寄附等に関する官民協議会（第一回）議事要旨

日時：令和6年5月9日(木)10:00～12:00

場所：中央合同庁舎4号館 第4会議室

及びオンライン

出席者：

（構成員）

荒川 隆	一般財団法人 食品産業センター 理事長
植田 全紀	草加商工会議所青年部 前会長
梅津 英明	森・濱田松本法律事務所（ニューヨークオフィス）パートナー
兼澤 真吾	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 持続社会部 研究員
工藤 拓	一般社団法人 日本加工食品卸協会 SDGs分科会座長
窪田 望	株式会社クリエイターズネクスト 代表取締役
郷野 智砂子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長
小林 富雄	日本女子大学家政学部 教授
小山 遊子	日本チェーンストア協会 環境委員会委員
芝田 雄司	公益財団法人 日本フードバンク連盟 政策担当
鈴木 志保子	公益社団法人 日本栄養士会 副会長
鈴木 一十三	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 環境委員会委員長
高島 宏平	公益社団法人 経済同友会 副代表幹事
達増 拓也	全国知事会 農林商工常任委員会 委員長

楯 美和子	一般社団法人 日本経済団体連合会 消費者政策委員会企画部会長
田村 清敏	一般社団法人 日本フードサービス協会 理事・事務局長
都竹 淳也	飛騨市長（全国市長会 社会文教委員会 副委員長）
平野 覚治	一般社団法人 全国食支援活動協力会 専務理事
藤本 哲弘	社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 事務局長
水野 一正	公益社団法人 日本食品衛生協会 理事
湯浅 誠	認定 NPO 法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ 理事長
米本 正明	山口県和木町長（全国町村会 政務調査会経済農林委員長）
米山 廣明	一般社団法人 全国フードバンク推進協議会 代表理事
渡辺 達朗	一般社団法人 サステイナブルフードチェーン協議会 理事
（政府側）	
消費者庁	内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）自見はなこ
	吉岡次長
	依田審議官
	消費者教育推進課 山地課長
	食品ロス削減推進室 田中室長
農林水産省	消費・安全局 坂田審議官
	大臣官房 新事業・食品産業部 小林部長
環境省	環境再生・資源循環局 金井課長補佐

厚生労働省 健康・生活衛生局 大坪局長

社会・援護局 朝川局長

こども家庭庁 支援局 宮崎企画官

法務省 民事局 笹井参事官

経済産業省 消費・流通政策課 中野課長

デジタル庁 蓮井審議官

(五十音順、敬称略)

議事概要：

■ 自見内閣府特命担当大臣冒頭挨拶

- ・ 自見内閣府特命担当大臣より、以下の発言があった。
 - 本官民協議会には、食品関連事業者、中間事業者、経済団体、法律、経営、税務の有識者等、多様なステークホルダーに加え、全国知事会、市町会、町村会の地方公共団体を代表する団体に出席いただいている。
 - 我が国においては、世界が掲げる SDGs を踏まえ、令和元年に食品ロス削減推進法が成立した。この基本方針として、2030 年までに 489 万トンまで半減させる目標を掲げている。達成に向けては、昨年 12 月に食品ロス削減推進会議において、施策パッケージをまとめたところである。施策パッケージの内容の実現については、各関係者の知恵を借りながら、丁寧に進めていきたいと考えている。
 - 中でも、食品寄附においては、一定の管理責任を果たせる主体を特定し、食品寄附に対する社会的信頼を高めていく必要があるという考えの下、食品寄附に関するガイドラインを官民で作成するとしている。
 - 本官民協議会の議論の成果物である食品寄附に関するガイドラインや、関連する保険や DX の施策については、食品ロス削減推進会議でも議論をし、年度末に閣議決定をする予定である。食品ロス削減のための基本方針の改定にも反映させていきたいと考えている。
 - 議員立法において全会一致で成立した食品ロス削減推進法の前文において、世界には

栄養不足の状態の人々が存在する中で、とりわけ大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国が真摯に取り組むべき課題であること、食品ロス削減に向けては、国民各層がそれぞれの立場において主体的に取り組む意識の醸成と定着を図ること、また、まだ食べることができる食品については、貧困や災害により必要な食べ物を十分に入手できない人々へ提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにすることといった基本理念が謳われている。

- 先日実施したフランス、イギリスにおける食品寄附現場の視察では、その規模や社会全体の意識の高さ、国際的な連携の進展を目の当たりにした。諸外国と比較したとき、我が国の食品ロスや食品寄附に関する取組は始まったばかりである。一方で、我が国には、「いただきます」という言葉に表れているように、命あるものをいただくことに感謝する文化が根付いており、また、こども食堂等、地域社会で支えあう文化がある等、諸外国に引けを取らない素地が十分にあると考えている。
- 食品ロスの削減及び食品寄附に対する社会的信頼の向上に向けた食品寄附ガイドラインが作成されることを切に願う。事務局・構成員一丸となって協力し、議論を行うことを期待する。

■ 議事(1)「本官民協議会の設置の趣旨・背景について」

- ・ 事務局から、資料1の内容について説明があった。
- ・ 各構成員より、協議会に対する期待や抱負について以下の発言があった。
 - （達増構成員）食品寄附は地方自治の現場において、行政や民間有志が全国各地で盛んに取り組んでいる。岩手県においても、県庁舎内にフードバンクポストを設置し、寄贈いただいた食品をフードバンク活動団体に提供している。こうした取組は生活困窮者への支援や、子どもたちが安全安心に過ごすための環境づくりに有効であり、今回食品寄附等に関するルールについて議論がなされガイドラインが作成されることにより、食品寄附に関する迷いや躊躇や解消されて取組が促進されることが期待される。今後本官民協議会を進めていくにあたり、4点具体的な期待を挙げる。第一に、食品寄附の取組について、衛生管理、情報共有、適切なガバナンスによって、安全安心が担保されるシステムとなること。第二に、以前より全国知事会においてこども食堂等の環境整備や食品ロスの削減について政策提言を行っている、ガイドラインの作成によって、食品寄附が、貧困対策や子ども、子育てにやさしい社会の実現に寄与し、食品ロスの削減にも寄与すること。第三に、ガイドラインの策定にあたって、善意の寄附者や地方自治体に過度の負担を生じさせない仕組み、体制とすること。第四に、食品寄附の仕組みが東日本大震災や能登半島地震など大規模災害時の被災地支援にも関連すること

を踏まえ、消費期限や賞味期限をめぐり悩ましい事例も過去にはあったようだが、今回の寄付のガイドラインの策定が防災の分野においても寄与すること。

- （荒川構成員）食品産業センターは、我が国の食品産業界を代表し、食料システムの一員として、食料の安定供給のために活動を行っている、業種横断的な唯一の全国団体である。本官民協議会が設立される契機となった食品ロス削減推進会議においては、瀧原副会長がメンバーとして参加している。同会議において瀧原副会長が述べている通り、食品ロス削減の実現に向けて食品メーカーが果たす役割は大きいと認識して積極的に取り組んでいるものの、食品寄附においては何らかの事故が発生した際の責任の所在や、メーカー側にとってのレピュテーションリスクの問題が付きまとう。このようなリスク回避のためにも、食品寄附関係者の信頼性の確保が重要である。寄附品の流通の管理体制や信頼性・透明性の確保等が図られ、メーカー側、事業者側が安心して寄附できるような実効性のある仕組みづくりを期待する。
- （植田構成員）草加商工会議所では、青年部が中心となり、コミュニティフリッジ草加を運営している。365 日 24 時間食品寄附ができる仕組みであり、対象となる登録者のみが利用でき、誰が何を寄附し、誰が何を受け取ったのかが記録できるシステムを実現している。現在はコストコの当日日付のパン等を受け取り、寄附する等の取組を行っている。本協議会においても、このようなコミュニティフリッジを一つの方法として取り入れることを期待する。
- （梅津構成員）弁護士の立場から 10 年近くこの問題に取り組んでおり、米国ビルエマーソン法からの示唆の提供など、法的な観点から食品寄附について取り組んできた。米国赴任となってしまったために本日はニューヨークより参加している。アメリカの法律を直ちに適用できるものではなく、日本としての知恵が必要だが、他の構成員からも信頼という言葉が出ていたが、出す側も受ける側もどういうものが信頼として社会のルールにつながるのかといった日本特有の事情を考慮し、知恵を出して良いガイドラインができるよう努力したい。
- （兼澤構成員）シンクタンクとして、官公庁の政策に関する調査研究に携わってきた。特に、食品ロス等環境分野を専門に取り組んでいる。今回のテーマである食品寄附は未利用食品の活用に加え、社会福祉的にも重要な取組であり、推進に向け、諸外国に関する調査・検討を実施してきた。実際に食品寄附に関する取組に従事する他の構成員とは異なる立場ではあるものの、実効性のある仕組みづくりに寄与すべく尽力していきたい。
- （工藤構成員）日本加工食品卸協会は食品卸、中間流通に関する業界団体である。常温食品よりも冷凍・冷蔵食品、一般用食品よりも業務用食品については食品寄附の取組が進んでいない現状がある。このように、進んでいない状況をどのように進めていく

か検討していければと考えている。また、消費者庁令和 3 年度食品ロス削減推進大賞を受賞しており、そういった意味でも役に立てればと考えている。

- （窪田構成員）山形県西川町でサステナブル宣言を出している。自治体の中でも食品ロスの問題は非常に重要な問題であり、経験を元に貢献できればと考えている。また、株式会社クリエイターズネクストは AI の社会実装をしている会社である。AI の特許を 20 件取得しており、それらを生かして拡張性と信頼性のあるデータベースを作り、需要予測を正確に行い、食品ロスを削減できるよう貢献していきたい。
- （郷野構成員）飽食の時代とされているなかでも、食支援を必要としている家庭や団体は数多くある。必要なところに食品を届けるための食品寄附について、官民が連携して迅速に整えることは重要である。事業者が未利用食品の寄附を躊躇する理由の一つは、万が一食品事故が起きた場合の責任問題であることはこれまでも指摘されてきたことであり、予めトラブルが発生した場合の責任の所在を明確にすることは重要である。免責制度や税制優遇のような制度的な課題の検討に加え、その他の課題、例えば、フードバンク団体の人件費・運営費の補助、管理上のシステムの整備、備品の調達等、細やかなことにも目を向ける必要がある。我が国の実情や地域の事情等きめ細かく対応した仕組みづくりを期待する。
- （小林構成員）食品流通、学術分野でいうとマーケティング、フードシステム論を専門にしている。マーケティングに関していうと、寄附全般の行動分析やソーシャルマーケティングとなる。フードシステムの分野は学会全般においても、寄附に関する研究は遅れている。動脈側のフードシステムも含めて統合的に語ることをしている。個人的な見解としては、平時と有事、長期と短期の食品寄附は在り方が異なると認識している。また、食品ロス削減と食品寄附そのものは相容れないものというのが見えてきており、何がいつどこで発生するかわからないし、オペレーションも複雑になっている。現在の段階では食品ロス削減の文脈で良いとは思いますが、最終的な出口としては、食品ロス削減を超え、異なる文脈で議論すべきではないかと考えている。諸外国を見ても、寄附のために数億円という予算を持ち、社長決裁不要でラインを動かす等、コロナ禍を経て民間企業の食品寄附に関する取組は盛んになっている。今後の協議においては、そのような観点から発言していきたい。
- （小山構成員）日本チェーンストア協会の会員企業には、食品を扱うスーパーマーケットが多く存在する。2020 年頃から地域の顧客と連携し、各企業がフードバンク、フードドライブ活動を積極的に実施してきた。その際にどこにフードバンク団体が存在するのか、どのフードバンク団体であれば安心して食品を届けることができるのか等なかなか見えない中、地域の自治体に相談しながら取組を進めてきた一方で、店からの寄附可能な食品は不定期に発生すること、日配品の食品ロスがゼロにならないこと

等が課題として挙がっている。今回のガイドライン作成が寄附の促進に繋がるよう期待し、参加していきたい。また、日本チェーンストア協会でも、昨年、フランス、イギリスにおいて、多くのフードバンクと連携してネットワークを構築し、食品寄附が進んでいる状況を視察した。そのような未来を目指し、実現できればと考えている。

- （芝田構成員）日本フードバンク連盟は 2013 年に設立し、フードバンク団体の信頼性向上に資する認証制度を始めた団体である。食品ロス削減の目的もある一方、個々の食料安全保障を担保するフードセーフティネットの構築を提唱している。食支援を行う団体の中には、善意に基づく活動であるため、大目に見てほしいといった姿勢の団体も少なからず存在するが、人の口に入るものは安心安全なものでなければならないため、正しく取扱う団体が増えていくことが必要だと考えている。本ガイドラインの内容としては、グッドプラクティスを示しつつどうすれば自分たちの活動が評価されるのか、それを支える政府のサポートとして何が必要か、といったところが議論されればよいと思っている。
- （鈴木志保子構成員）日本栄養士会は管理栄養士・栄養士の職能団体である。国民の栄養状態を良好に保ち、安全に適切に食べることが食品ロス削減に繋がると考えている。様々な観点より議論できればと考えている。
- （鈴木一十三構成員）日本フランチャイズチェーンの環境委員会には 19 社所属しており、各社が食品ロス削減に関する KPI を設定し、取組を行っている。フランチャイズチェーンのオーナー企業も多いため、そのような企業の観点からも、安心して協力できる体制を構築できるようなガイドラインにできればと考えている。また、現場を持っている会員企業も多いため、現実味のある、実行可能なガイドラインにすべく、協力を惜しまない所存である。
- （高島構成員）経済同友会としての参加であるが、個人としては、オイシックス・ラ・大地株式会社を経営している。オイシックスでは、ひとり親を中心とした困窮世帯に向け、フードパントリーや子ども食堂への食支援の活動「WeSupport Family」を 2 年ほど前から行っている。当社が幹事企業となり、約 60 社の食品企業から食品ロスに限らず食品を集め、合計で 25,000 世帯の家庭に対し、40 万回、8 億円程度の規模の食品寄附を 2 年間で行っている。食品は集まりやすいと感じているものの、課題があると感じていることが 5 つあり、大きい順に、物流費の負担、寄付で賄いきれず当社も持ち出しをしている。2 つめが品質保証に関する手法と責任の分担、3 つめが寄附先の情報の取得、プライバシーに関する部分でもあり、自治体が把握しているものもしていないものもある。4 つめが栄養の偏り、集まりやすいものが必ずしも栄養バランスがよいものではない。5 つめが各フードパントリー等団体のリソース支援である。これらの解決に向け、協力していきたい。

- （楯構成員）今回食品寄附等に関するガイドラインを整備し、食品提供に関わる主体の役割や体制を明確にすることは、消費者からの信頼向上だけでなく、様々な企業の取組の推進に繋がるものと考えている。例えば、資料 2-2 の別紙において、ガイドラインの対象となる食品が「現状の常温保存品に限らず、ニーズの高い冷蔵・冷凍品の提供も含む」と記載されているように、消費者のニーズを満たす食品の提供を通じ、消費者と地域、提供企業それぞれにとって有益となるような形で食品寄附を推進できるよう、議論に参加できればと考えている。
- （田村構成員）フードサービス協会には、様々な業態の飲食業界の企業約 450 社が加盟している。外食業界においてまず現在取り組んでいるのは、食品ロスの低減であり、そのためには、食べ残しをなくすことが重要である。食品寄附において外食が協力できるのは、未利用食品をどのように活用できるかだと考えているが、これについてはこれまで協会内で議論されてきていないことであるため、本官民協議会への出席によって、会員企業への情報共有を行っていききたい。
- （都竹構成員）食品ロス削減推進法の成立後、町でも食品寄附がテーマになることが増えてきた。市民の中にも、もったいないので食品寄附をしたいという声も上がってきている。一方で、寄附の受け手を広く捉えていく必要があると感じており、こども食堂やフードバンクを通じた寄附に加え、物価高の中で年金生活をしている高齢者や子育て世代等、様々な食品を必要としている方に対しマッチングができればよいのではないかと考えている。そのようなマッチングの役割を自治体が果たすことも検討しながら、議論に参加したい。
- （平野構成員）食品寄附等のガイドラインの策定に賛成する。目的には、食品ロスの削減、未利用食品等を必要な方に配る、官民協働の三本柱で記載されている。子どもから高齢者まで必要な方に食料を届けるという観点から発言する。食料を渡すだけでなく、自立を支えるアウトリーチ型として、どのように福祉的なノウハウを投入し環境を整えるのか、これは、食料アクセスの推進として農水省が進めている施策と同様である。また、物流や倉庫に関する課題に対しては、コンビニエンスストアの親会社やスーパーや物流会社が連携して取り組む必要がある。物流会社だけで取り組めるわけではない。本協議会において、誰のために何を行うのか、ビジョンを明確化し、発信することにより、みんなで循環型社会を作ろうという趣旨に賛同を集めることが可能ではないかと考える。
- （藤本構成員）社会福祉協議会は、地域共生社会の実現のため、様々な活動を行っている。大分県社会福祉協議会としては、こども食堂の支援や生活困窮者への食料支援、児童養護施設等の卒園者への食料支援、災害時の食料支援等、様々な活動をしている。そのような中で、フードバンクおおいたを設立・運営し、多くの食料を企業等から受領し

ているが、管理に関する課題は多くあるため、今後議論していくことができればと考えている。地域共生社会の実現に向けて進めていきたい。

- （水野構成員）日本食品衛生協会では、飲食店や食品製造業、旅館業等事業者の衛生管理の向上に関する各種事業を昭和 23 年より実施している。また、昭和 47 年より、生産物賠償責任保険を実施し、現在 26 万件の加入者がいる。保険会社と提携しながら当会で運営している。このような保険に関する知見や、事故を未然に防ぐ取組に関する経験・知識を生かし、今後の議論に貢献していきたい。
- （湯浅構成員）こども食堂は昨年の段階で全国 9,132 か所になり、参加者は年間延べ 1,584 万人、子どもだけに限定すると 1,091 万人となった。困窮者に参加を限定することも食堂もあるものの、8 割は対象を限定しておらず、子どもから大人まで、経済的に余裕がある人もない人も参加できる地域交流の場となっている。全国こども食堂支援センター・むすびえでは、地域コミュニティの維持・活性化に資するものとして支援を行っている。安心・安全、食品の透明性や関係者間の信頼性、受け手の尊厳の 3 点の観点を持ち、議論に参加していきたい。
- （米本構成員）食品ロスは重要な課題であると認識していたが、本会議資料により、想像以上に多くの食品ロスが発生していることが理解できた。また、食品寄附を行う上で、賞味期限や食品の安全性の担保について、様々な課題があることも理解した。この課題は、国民の意識を変えることが必要であり、官民協議会の設立は大きな意義を持つものである。地方公共団体としては、食品ロスを適切かつ効率的に削減するため、住民等への啓発や理解の醸成に向け、努力していきたいと考えている。地域の福祉を担う地方公共団体、食品関連事業者やフードバンク、寄附者がしっかりと連携し、協力できるような新たな仕組みに期待している。自治体としてどのような役割を果たせるか、議論に参加し考えていきたい。
- （米山構成員）ここ数年のフードバンク業界の傾向としては、コロナ、物価高騰を背景に生活困窮者からの支援要請が約 8 割の団体において増えている一方、食品の寄附量が減ってきていると約 3 割の団体から報告がある。日本国内の食品寄附は発展途上にあり、伸びしろはあるはずなのだが、減っているというのは非常に異常な事態、コロナ禍・物価高騰以前は緩やかな増加傾向にあったことから、食品の寄附量が減少傾向にあるという事態は大きな喫緊の問題である。このような状況下において、今回のガイドラインの策定は、非常に大きな意義があると感じている。いろいろなステークホルダーの方がおられる中で、本官民協議会においては、ステークホルダー相互の立場や価値観が異なることを前提としつつ合意形成を行っていくことが重要であり、各ステークホルダーが納得できるようなガイドラインの作成を期待するとともに、尽力していきたい。

- （渡辺構成員）サステイナブルフードチェーン協議会は、食品産業の方々と、食品ロスの削減や食品寄贈等のような、一社では解決し難いフードシステムに関わる課題の解決を目的として設立したコンソーシアムである。個人としては、食品リサイクル法の審議会や、食品ロス削減の商慣習ワーキンググループ、東京都食品ロス削減パートナーシップ会議等、食品ロス削減やリサイクル促進の観点から取り組んできた。この間、環境と経済の両立が主な論点であったが、近年、食品寄附等により利用できる食品は食品として利用すべきという考えが強まってきており、環境と経済のみならず、福祉を含めた三つの観点から考える必要がある。サステイナブルフードチェーン協議会では、東京都等からの助成を受け、食品寄贈ガイドライン原案の検討をしてきた。その際、安全安心で提供できる、物流費用がかからない、顔が見える信頼関係を作る、冷蔵・冷凍を含めた三温度帯の食品をどのように寄附できるか、といった観点から検討を行った。併せて、実証実験や、持続可能な食品寄附の仕組みづくりに取り組んできた。これらの観点から本協議会に参加し、貢献していきたい。
- （坂田審議官）消費・安全局長の代理で出席する。消費・安全局では、関係省庁と協力し、食品アクセスの確保に向けた取組を推進しており、十分な食料を入手できない方々に対して食品寄附等を通じて未利用食品等の提供を促進することは、食品ロスの削減に資するものと考えている。福祉部局を始めとする多様な主体との連携の下、食品アクセス確保対策を図る中で、食品ロスの削減にも貢献したい。
- （小林部長）新事業・食品産業部審議官の代理で出席する。新事業・食品産業部では、事業系食品ロスを削減するという観点から、施策パッケージに関する取組を進めている。昨年は食品廃棄物の発生抑制に向けた取組の情報連絡会を設立し、取組を進める上での課題や解決策を共有・発信している。今年度は食品リサイクル法に基づく基本方針の見直しを行う予定であり、その中で最優先に位置付けられている食品廃棄物等の発生抑制に関する取組方法の検証・検討を行うこととしている。引き続き、関係省庁と連携しながら、事業者、消費者の理解を得て取組を進めていく。
- （金井課長補佐）本来局長級の出席となるところ、国会対応等諸般の都合で代理出席となることをお詫びする。環境省では、脱炭素に繋がる新しい暮らしを作る国民運動であるデコ活を通して、食品ロス削減を含めたライフサイクルの転換を強力に後押ししている。これまで、自治体の食品ロス削減に向けた計画策定の支援等、地域主体の取組の支援をしてきた。今後とも、具体的な行動が地域において拡大・定着するよう地域と連携していきたい。また、本官民協議会のテーマである食品寄附に関しても、環境省が推進する食品廃棄物の排出抑制や食品ロスの削減、それに伴う環境負荷の低減といった観点から議論に関わっていきたい。
- （大坪局長）健康・生活衛生局では、食品全般の安全、監視指導を所管している。食品

寄附に関する制度を担保する上では、安心、安全、信頼が重要であると考えているため、本協議会においては、衛生管理の観点から関わっていききたい。

- （朝川局長）社会・援護局では、生活困窮者の支援や支えあいの地域づくり、地域共生社会の取組を進めている。生活困窮や地域福祉の分野においては、食の問題は重要なテーマであり、本官民協議会で得られる成果は社会・援護局の施策にとって大きな受益をもたらすものと認識している。本協議会を踏まえながら、必要としている方々に食品を届ける取組を進めていききたい。
 - （宮崎企画官）子ども家庭庁支援局長の代理で参加する。子ども家庭庁は、こども食堂、こども宅食、フードバンクを推進する立場で参加している。こども食堂・こども宅食の多くはボランティアで運営しており、政策の展開に当たっては、現場の負担にならないことが重要であると感じている。こども食堂・こども宅食の実際の運営においては、食事の提供をメインとしているところもあれば、子どもたちの遊びや体験の機会と共に食事も提供するといったところもある。今回の食品寄附という観点についても、物価高により食材の確保に困っているという声や、確保はできても保管場所に苦勞しているという声、地域の生鮮食品を利用したいという声等、様々な意見が挙がっている。利用する子どもたち等のニーズに合わせた仕組みづくりに取り組んでいききたい。
 - （笹井参事官）民事局長の代理で出席する。法務省民事局では、食品寄附に伴う民事責任、食べ残しの持帰りに伴う民事責任等について、不法行為責任や債務不履行責任に関する民事の基本的な法制を所管する立場から関わってきた。引き続き、このような観点からガイドライン作成に協力していききたい。
 - （中野課長）総括審議官の代理で出席する。経済産業省では食品廃棄を予防するための効率化や生産性向上、デジタル化からの取組を多く行っている。その中で、流通関連のスタートアップ企業と連携する機会が多くあった。食品寄附のような新しい課題には、スタートアップ企業のような新しいアイデアが功を奏することもあるのではないかと感じている。こうした観点から議論に参加できればと考えている。
 - （蓮井審議官）食品寄附を進めるにあたり、デジタル技術を使ったマッチングが非常に重要である。昨年デジタル庁が開催したマイナポータルハッカソンにおいて、食品ロスの削減ニーズのある食品事業者と生活困窮者が非公開でマッチングするアプリがデジタル大臣賞を受賞している。デジタル庁が提供している G-Biz ID を始めとするデジタル技術を活用して本官民協議会に協力していききたい。
- ・ 自見内閣府特命担当大臣より、以下の発言があった。
- このような官民協議会が設立されたこと自体に大きな意味があるが、それぞれの立場

からの主張と同時に、それぞれの立場から全体像を見た上での主張も併せてしていただきたい。これまでつながっていなかった業界や領域、省庁部署がそれぞれのテリトリーの壁を打ち破り、連携することにより、新しい世界が見えてくるということを示す官民協議会でもあると考えている。DX やこれまで無かったような息吹も吹き込まれてくるものだと考えており、持続可能な社会づくりという世界人類共通の課題に日本としてチャレンジする協議会になると期待する。そのためにも、国への要望も含めて構成員には忌憚ない提案・意見をお願いしたい。風通しの良い議論、のびのびとした議論を進めて頂きたい。

■ 議事(2)「食品寄附等の現状と食品寄附等に関するガイドラインの考え方・進め方について」
議事(3)「その他の食品寄附等に関する取組について」

- ・ 事務局から、資料2の内容について説明があった。
 - ・ 事務局から、資料3の内容について説明があった。
 - ・ 構成員より、以下の発言があった。
 - － (高島構成員) 2点申し上げる。1点目は、安心安全の担保にはコストが必要であり、その度合いを上げるほどコストがかかるという点である。さらに、対象を冷蔵・冷凍に広げると、施設の冷蔵庫冷凍庫等の設備や冷蔵車冷凍車の使用によりさらにコストがかかる。ガイドライン作成時には、コスト面で持続可能かを確認しながら作っていければよいと考えている。ガイドラインを守るために各ステークホルダーにかかるコスト面の負担が大きいと、結果的に寄附食品量が増えないということにならないよう、ガイドラインが要求する安心安全のレベルとコストのレベルを確認することが必要である。2点目は、安心安全の責任とコストの負担を関係するステークホルダーの中でどのように分担するかを明確化する必要があることである。当社が幹事会社となっているケースだと、食品メーカー60社が1か所の物流センターに食品を届け、そこから我々が車を手配して各施設に送っている。メーカーからすると、倉庫に届けるまでの品質を担保することはそれほど難しくないが、それを各施設に送り、各施設から消費者の手元に届くまでの品質を担保するのは非常に難しい。寄附のサプライチェーンの中で、関係するステークホルダーにおける責任とそれに伴うコストの負担の分担を明確化できればよいと考える。
- ⇒ (事務局) 我々としては、安心安全のニーズとコストのバランスを図っていきたいと考えており、モデル事業を通して検証していく予定である。一方で、法的に必要な措置は守るべきであるが、コストを度外視しない範囲で実現可能なものを作成していきたい。コストの負担について、望ましいのは安心安全のコストを含めて食品の寄附をしていただく、あるいは別口で寄附金を集めて安心安全を担保していただくといったことができればよいのではないかと考えているが、強制できるものではないため、基本

的には現行法に基づき、どこまで責任が発生するか整理をしつつ、要するコストについては、どこが拠出するのかについて、保険の議論と併せて検討していきたい。

- （渡辺構成員） 当会も、ここ数年、食品寄付に携わる企業、団体向けに、寄付のあり方に関する指針としてガイドライン原案の検討を行なってきたおり、昨年度末に消費者庁のイメージに沿って再度案を提出しているところである。その中で感じた点を共有する。資料 2-2 ガイドライン構成イメージにおいて、定義が記載されているが、それぞれのステークホルダー、プレーヤーが果たしている責任や責務は多様である。例えば、フードバンクと名乗っていても実際の活動は、子ども食堂の運営が主であったり、フードパントリーの活動が主であったり、あるいは子ども食堂を名乗る団体が実質的にフードバンク機能を果たしていたりとさまざまである。実際には地域ごとに役割の果たし方や名称が異なっているという実態がある。このような状況をガイドラインにどのように反映していくか、原案を作成する上で苦労しているし、実際に食品寄付の仕組みをつくるに際しても、地域ごとにカスタマイズした取り組みが必要になっている。こうした点について、今後検討する必要があるのではないかと感じている。また、資料 2-2 の p.2 にフードドライブに関する記載があり、セカンドハーベストジャパンによるフードドライブの定義が書かれている。これは福祉団体や施設、フードバンク等がフードドライブの主体になり、個人が提供するということだと思うが、現在日本では、企業が主体となってフードドライブを進めている場合もある。その中で、食品を集める際に寄附者を特定したり、集めた品物をしっかり仕分けしてから寄付先に渡す仕組みを構築しているケースがある。このような場合は、こども食堂にとって安心して使えるような食品が提供されることになる。他方、寄附者が特定されていないものを、そのまま仕分けをせずに社会福祉協議会やこども食堂に持っていただけという活動もあると聞いている。このように、様々な活動の形態がフードドライブの中でも起きていて、解決すべき課題も多い。こうした点についてどのように扱うか、今後議論していく必要がある。

⇒（事務局） まずは普遍的な基準を作成し、その後地域性を踏まえたものも加味していく考えである。また、フードドライブについても含む予定であり、環境省が作成する手引き等を踏まえながら、大きな負担となっている仕分けについても誰が負担すべきかについてもガイドラインに盛り込むことができればと考えている。

- （兼澤構成員） 資料 2-2 ガイドライン構成イメージに関しいくつか確認したい。定義については、渡辺構成員と同様に、フードバンクという組織が実際にはフードバンク、フードパントリー活動をしている場合もある等の実情を踏まえて、作成したガイドラインが幅広く使用される上で、読み手側に誤認が生じないような整理が重要であると考えている。個人的な見解としては、各主体の定義においては、このような役割を担っている者、というような役割の定義でしか現状は難しいのではないかと感じているが、

議論の余地はあると考える。また、ガイドラインの重要なポイントは一定の管理責任における条件整理を明確にしていく部分だと考えているが、その観点で、本ガイドラインにおいて遵守しなければならない必須事項を規定することは大きな進歩である。一方で、その必須事項は何のために守るものか、一定の管理責任を果たしていると判断されるために遵守しなければならない必須事項なのか、確認させていただきたい。

⇒（事務局）必須事項に関しては法律上の要求である。法律であるため、ガイドラインの有無を問わずに守らなければいけないが、様々な法律がありわかりにくくなっているため、そこをまず整理するものである。実際には現場の裁量の余地もあり、一律にわかりやすいものを提示するのは難しいかもしれないが、どのような法律がどのように規定しているか、守るべき部分をきちんと提示する必要があると考えている。また、日本においては多様な主体が食品寄附を支えており、役割の定義が難しいことは認識しているが、本ガイドラインでは、機能別に分けて、各団体が自分の持っている機能を踏まえてそれぞれ参照すべき部分を明確にするという使い方を想定している。ガイドライン上でも、使い方を提示する予定である。

- （平野構成員）提供団体から中間支援組織、そこからこども食堂、お母さんや子ども等の利用者といった形でチェーンが続く場合、管理責任というのがどこの線までを指すのかが気になっている。参考資料 1-2 別紙 1 に善きサマリア人の法が記載されているように、目的自体が良いのであれば、関連するものについては減免してもよいのではないか。それに基づいて、今回の施策パッケージの中で保険利用することを考えていくと、例えば賠償保険の場合、誰が悪かった時に保険の対象になるのかを特定しないと使えない。傷害保険の場合も、場所や行為、対象を特定しなければ利用できないと思う。チェーンの中で保険の議論をするときに、提供団体の方々にとっては、どこまでが管理責任を問われるのか、あるいは免責となるのかが明確にならないと怖いと感じるであろう。

⇒（事務局）免責について、将来的にはあり得るが、現状では現行法をベースにしたガイドラインを作成する予定であり、ガイドラインを守ったことにより法律上の責務を減免するようなものではない。保険の検討も含めて安心安全なサプライチェーンを構築した上で、次のステップとして法的措置を考えることもあり得るが、まずは現行法の整理という形で提示する予定である。

- （荒川構成員）事務局の回答において、費用負担の関係で持続可能なシステムにしていくために、寄附者が費用負担をしていくのが望ましいとの発言があったように思うが、どのような趣旨か。

⇒（事務局）安心安全の担保は寄附する側のリスクヘッジであるため、寄附として終わりではなく、企業の SDGs に貢献するものとして安心安全にかかる費用を支払っていただくこともあり得るとの趣旨で発言した。ただし、寄附をする方の負担をいかに減ら

すかという問題もあるため、今後どのような方法があり得るか引き続き検討していく必要がある。

⇒（荒川構成員）費用負担の問題や信頼をどのように担保していくかを含めて、これからこのような様々な関係者が集まる場で議論していくべきことであり、「寄附者が費用負担するのが望ましい」という前提は受け入れられない。また、一次産品において規格外品を利用できないかという発言もあったが、否定はしないが、事業者側としては、規格外の物を廃棄したり、需給調整の都合上廃棄したりといったことは、価格を調整し、業界の活動を持続させるために必要な行動である。それを事業者側の合意なく市場に流通させるような事態になると、事業活動の持続可能性において課題が出てくるのではないかと考えている。企業の社会的責任やSDGsの観点はわきまえつつ、事業者としての本来の活動も考慮して議論していければと考えている。

- （楯構成員）企業としてはSDGsの観点から余剰食品の寄附を行っていきたいが、阻害要因として、寄附食品が企業の知らないところで格安ショップやネットオークション等で売られる恐れがあり、寄附に踏み込めないという話も聞いている。ガイドライン作成時には、そのような企業側の阻害要因や対策についても検討してほしい。
 - （芝田構成員）現在、食品寄附の促進を目的としてガイドラインが作成されていると思うが、転売リスク等の阻害要因や余剰野菜が市場に出回ることによる懸念に関する発言があったように、寄附された食品がどのように使われるべきかという観点も入っているとよいのではないと思う。セカンドハーベストジャパンでは、提供先は不特定多数ではなく、経済的困窮などで必要とする方のみを限定、クローズドで提供している。それにより商圈を邪魔しないことを重要視している。例えば生活困窮者の中では野菜などは非常にニーズのが高いが、昨今の物価高騰などにより普段の生活では買えないものとなってきている。過去の論文においても生活困窮者の野菜購入や摂取量などはそうでない世帯よりも低いという論文も出されている。余剰農産物をそのような層にピンポイントで提供する場合は市場への、影響は低いと考えられる。そういった知識や活用方法をこのガイドラインに入れ、各団体や業界の方々に理解いただいたうえで使っていくという方法も例示するのがよいのではないか。
 - （米山構成員）資料 3-3 の共通 API を用いた地域単位での食品寄附データ統合に向けた調査・実証事業に関連し、一点質問する。去年の食品ロス削減推進会議でも発言した通り、経年的な調査をお願いしたいと考えている。食品企業からの食品寄附量の推移や、フードバンク団体の数、人員体制、寄附食品の種類等、様々な重要な情報があると思うが、このベースレジストリの整備をするにあたり、そういった情報の取得を目的としているか確認させていただきたい。
- ⇒（事務局）当面は主体の捕捉を趣旨としている。まずは団体の所在や連絡先をベースとして整理した上で、今後中長期的な課題として検討していく。

■ 今後の予定

- ・ 今後の予定について、事務局より以下の説明があった。
 - 本日の議論については、議事録を作成し、資料等と併せて構成員に確認いただいた上で HP に掲載させていただく予定である。
 - 第二回は夏から秋にかけて開催する予定である。本日の議論を踏まえたガイドライン素案を示すとともに、分科会の議論や事務局での調査結果、モデル事業等について報告をする予定である。
 - 分科会については参加を依頼する構成員に対し、追って個別に連絡する。